

差別のない明るいまちを

プライバシーの権利

言葉が広く使われるようになってきたきっかけは、小説『宴のあと』の出版差し止め訴訟とその判決です。この裁判は三島由紀夫氏が書いた小説に対して、そのモデルとなった人物が「プライバシーの侵害である」と訴え、それが認められたものです。判決のあった一九六四年（昭和三十九年）当時「プライバシー」という外来語が流行語となり、社会に根づくきっかけとなりました。

この訴訟を通してプライバシーの権利は「みだりに私生活の領域へ侵入されたり、他人に知られたくない私生活の事実や情報を公開されたりしない権利」としてより明確になりました。

◆自己情報コントロール権
さらに、現代のような高度情報化社会になり、個人の情報が本人の知らないうちに利用されたり、個人に社会的不利益をもたらす情報の売買が広くおこなわれるなどの被害が発生しています。また、インターネット上で他者に対する中傷や差別的発言が一瞬にして広まるなどの状況もあります。

◆「新しい権利」の登場
めまぐるしく変化し発展する現代。従来は権利とはとらえていなかった「新しい権利」が登場してきました。「プライバシーの権利」もその一つです。

日本では「プライバシー」という言葉が広く使われるようになってきたきっかけは、小説『宴のあと』の出版差し止め訴訟とその判決です。この裁判は三島由紀夫氏が書いた小説に対して、そのモデルとなった人物が「プライバシーの侵害である」と訴え、それが認められたものです。判決のあった一九六四年（昭和三十九年）当時「プライバシー」という外来語が流行語となり、社会に根づくきっかけとなりました。

のかなどの決定に、本人の意思が反映されるべきだと考えるからです。

◆プライバシーの保護
二〇〇五年（平成一七年）の『個人情報保護に関する法律』の全面施行以降、プライバシー問題に関する人びとの意識が大変高まっています。この法律では、公的機関だけでなく、個人情報取扱う事業所や団体などにも個人情報の慎重な取り扱いを通してプライバシーの保護を求めています。

◆考えてみましょう
次のような事例について、プライバシーの問題はないでしょうか。考えてみましょう。

①頼んでもいないのに自分の知らない会社からダイレクトメール（分タログなど）が送られてくる。
②国が調査員を通じて国勢調査

③最近、子どもの様子がいつもと違うので、心配になって親が子どもの日記を本人に了解なく読む。
④住所や電話番号の入った役員一覧表をつくり、町内の各世帯に配布する。

各事例について、問題と思われる点をまとめてみます。

①自分の住所・電話番号はもちろん年齢・家族構成・職業などに関する個人情報本人に無断で流出しているのは問題となります。

②調査員が適切な研修を受け、特に、守秘義務を果たすことや国が法令に基づく情報の取り扱いと管理をすることが前提でなければ問題があるでしょう。

③子どもの権利から考えて、親であっても子どもの日記を勝手に見ないのが原則。ただ、他に方法がなく生命にかかわるような緊急の場合などには、親の責任としてやむを得ないこともあるかも知れません。

④このような一覧表については、使用目的の制限を明確にしたうえで作成することお互いが決めたルールに従って利用することが前提でなければ問題があるでしょう。

人権の詩

子ども

ドロシー・ロー・ホルト

批判ばかりされた子どもは
非難することをおぼえる
殴られて大きくなった子どもは
力にたよることをおぼえる
笑いものにされた子どもは
物を言わずにいることをおぼえる
皮肉にさらされた子どもは
鈍い良心の持ち主となる
しかし、激励をうけた子どもは
自信をおぼえる

寛容にであつた子どもは
忍耐をおぼえる
賞賛をうけた子どもは
評価することをおぼえる
フェアプレーを経験した子どもは
公正をおぼえる
友情を知る子どもは
親切をおぼえる
安心を経験した子どもは
信頼をおぼえる

かわいがられ抱きしめられた子どもは
世界中の愛情を感じとることをおぼえる

参考文獻
『プライバシーと私たちの生活』
鳥取県人権文化センター編著
解放出版社発行

